

振 動 に 係 る 特 定 施 設

番 号	振動規制法	一宮町環境保全条例
1 金属加工機械		圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
		製管機械
	液圧プレス(矯正プレスを除く。)	液圧プレス
	機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)	機械プレス
	せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)	せん断機(シャーリングマシン。原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)
	鍛造機	鍛造機
	ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)	ワイヤーフォーミング
2 圧縮機及び送風機	圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) (注)冷凍機に用いられるものは含まれない。	圧縮機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
3 粉砕機	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機
		食品加工用粉砕機
		その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。)
4 繊維機械	織機(原動機を用いるものに限る。)	織機(原動機を用いるものに限る。)

5 コンクリート製品製造機械	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)
	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6 木材加工機械	ドラムバーカー	ドラムバーカー
	チップパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)	チップパー
7 印刷機械	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上に限る。)
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9 合成樹脂用射出形成機	合成樹脂用射出形成機	合成樹脂用射出形成機
10 鋳型造型機	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)
11 冷凍機		冷凍機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)